

公共埼第330号
令和7年9月1日

各所属所長様

公立学校共済組合埼玉支部長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正に伴う19歳以上23歳未満の被扶養者の認定について(通知)

「地方公務員等共済組合法運用方針(昭和37年自治甲公第10号)」の一部改正に伴い、19歳以上23歳未満の被扶養者の認定について、下記のとおり変更になりますのでお知らせします。
については、改正内容、事務手続について、所属職員への周知をお願いします。

記

1 改正の内容

組合員の19歳以上23歳未満の被扶養者(組合員の配偶者を除く。)の認定限度額を、年額130万円未満から年額150万円未満へ引き上げる。

2 適用日

令和7年10月1日

3 被扶養者の認定について

(1) 対象者

ア 該当年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者(下図参照)

扶養認定	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円 未満		150万円未満			130万円 未満

※19歳に到達する年をN年としています。

イ 学生でない方、組合員の子以外の方(弟妹や孫等)も要件を満たせば対象となります(組合員の配偶者を除く。)。

(2) 認定手続

- ア 本改正により認定要件を満たし被扶養者として認定する場合は申請が必要です。
※ 現に被扶養者認定を受けている組合員については本改正に係る手続は不要です。
イ 収入要件以外の要件（身分関係要件・国内居住要件）も満たしている必要があります。
ウ 申告書の申請理由は「その他（認定）」、認定区分は「特別認定」となります。
エ 事実発生の日から30日以内に申請がされない場合は、申請を受理した日で認定されます。
⇒本改正により令和7年10月1日に認定されるためには、令和7年10月30日までに申請する必要があります。
オ 申請は適用日（令和7年10月1日）以降に行ってください。

4 その他

（【具体例】～本改正により認定対象になるケース～）

組合員には20歳の子がおり、年額140万円のアルバイト収入があるため、給与上の扶養手当

の要件は満たしておらず、扶養手当は支給されていない。共済組合の扶養も対象外。

⇒令和7年10月1日以降は、共済組合の扶養認定（特別認定）が可能

担当：資格管理担当

電話：048-830-6694